開催・令和 6年 3月27日

所管部課		市民環境部 市民課	部長	木村 西	
件 名		東大和市配偶者からの暴力等の被害者の支援に関する住民基本台帳事務取扱要綱			
		の一部を改正する要綱について	区分	1審議事項	○ 2報告事項
関係	条例 規則		•		
事項	部課 機関				
1. 要 旨 住民基本台帳事務処理要領(昭和42年10月4日付け自治振第150号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知)の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。 (1) 主な改正内容 ① 支援措置において、要綱中の「支援の対象者」等を「支援措置対象者」に、「加害者」を「相手方」に改める。 ② 様式について、市長が別途定めるものとする。 (2) 施行日 令和6年4月1日					
2.経 過(現時点に至るまでの経過) 文書課において審査済み					
3. 留意事項(問題点等)					
4. 主管部処理案 (検討結果等) 庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。					
5. 審議結果					

注:定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。